

紹介者割引約款

1. 適用対象者

紹介者：現在、桜塾上新庄校、桜塾箕面校に通われている小学生～高校生（浪人生含む）の生徒およびその保護者の方が対象となります。

被紹介者：上記、紹介者から紹介された小学生・中学生・高校生・高卒浪人生の生徒およびその保護者の方が対象となります。

- （1）中3生、高3生、浪人生の紹介者、被紹介者の方の場合、7月以降は対象外となります。
- （2）小6生の紹介者、被紹介者の場合、中学入学後も継続して、通塾しない場合は対象外となります。
- （3）本割引を希望する場合、入塾手続き完了までに、その旨を連絡してください。手続き完了後の申請は不可となります。

2. 適用期間

紹介者：紹介いただいた翌月と、その5ヶ月後（6ヶ月目）の授業料が無料となります。

被紹介者：入塾いただいた翌月と翌々月の授業料が無料となります。

3. 割引上限回数

紹介者：入塾後1回のみ、本割引を適用できます。2回目以降の紹介においては、被紹介者の方が入塾の翌月の授業料から20%割引となります。20%割引について上限回数はありません。

被紹介者：1回のみ、本割引を適用できます。退塾、休塾ののち、再度入塾または復塾された際には適用できません。

4. 割引上限額（1ヶ月につき）

20,000円（税込み）

5. 用語および、その他注意事項

- （1）授業料とは授業に関する料金であり、入塾金、教材費、桜手帳、塾保険費などの諸費用とは別となります。
- （2）1ヶ月分の支払い金額が20,000円を下回る場合、大阪市塾代助成金の適用はできません。
- （3）本割引は、他割引と併用はできません。
- （4）本割引は、同一世帯での紹介には適用できません。（例：兄が通っており、妹を紹介するなど）
- （5）入塾手続き完了とは、面談及び体験授業後、入塾の旨を確認した時点で完了とします。

この約款は平成29年度11月1日より適用されます。